

# 更別村老人福祉施設等雇用対策 事業助成金について

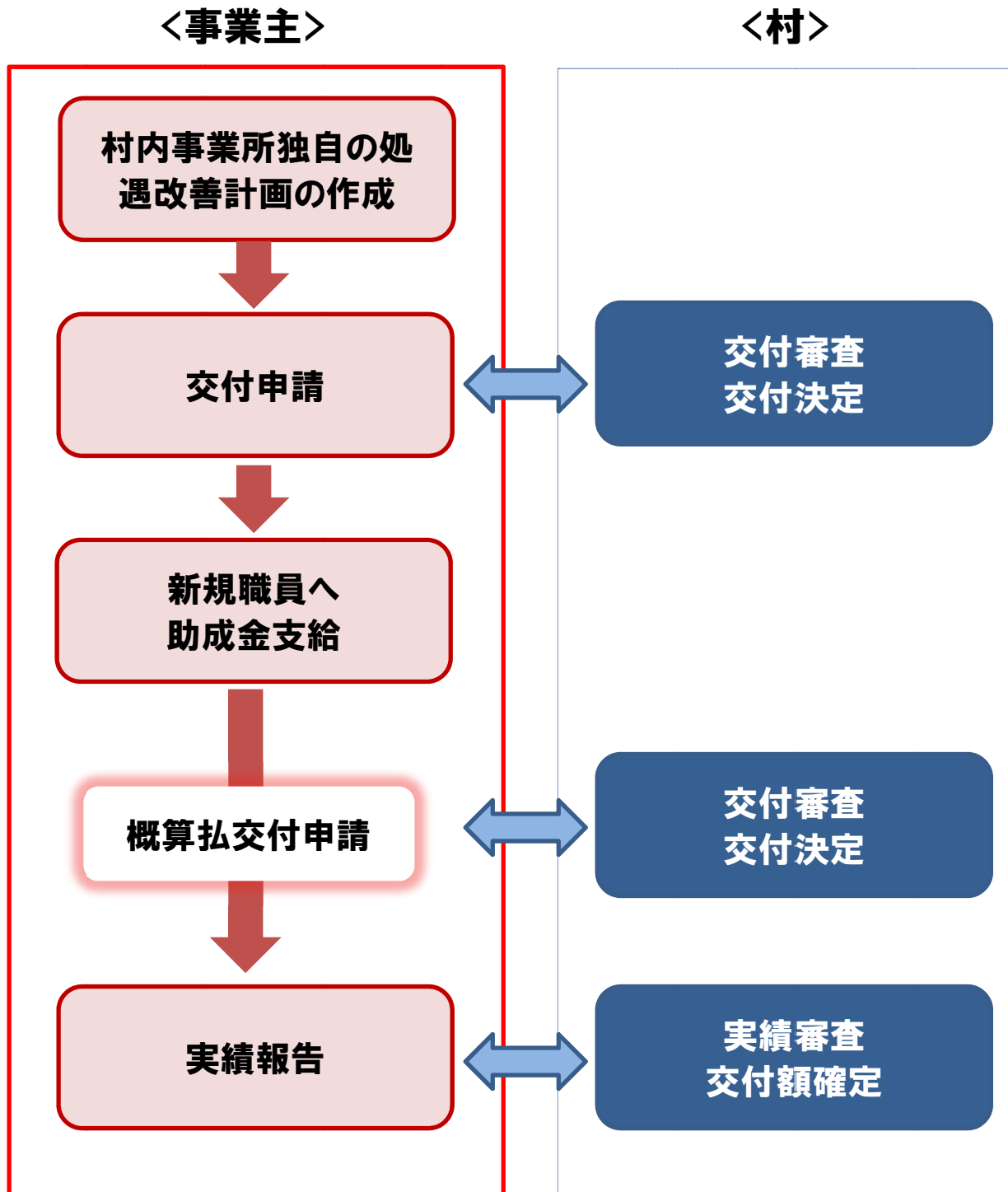
更別村老人福祉施設等雇用対策事業助成金についてご紹介します。

**職場環境の改善、職員の資質の向上、雇用の安定、定住化促進を図るため、新規職員を雇用する介護保険サービス事業主に対し、新規職員に支給する支援金を助成する制度**です。  
趣旨をご理解のうえ、ぜひご活用ください。

助成内容	助成要件	助成額
更別村内の介護保険サービス事業所において <b>新規職員を雇用</b>	<b>【新規職員】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・更別村内の事業所で新たに就労する、更別村内に住所を有する者及び更別村に転入された者</li><li>・常勤職員で、雇用主として必要な社会保険に加入</li><li>・過去に助成金交付の根拠となることがない者</li><li>・年齢、職種を問わず、対象事業者で専従する者</li><li>・更別村村税の特定滞納者等となっていない者</li></ul> <b>【事業所】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・法人が運営する村外の介護保険サービス事業所の基準とは異なり、村内の介護保険サービス事業所における特別な雇用改善、更別村内の定住対策に取り組み、かつ、当該助成金の全額を対象事業者の給与規定とは別に新規職員に交付する者</li><li>・新規職員を1年以上雇用することができる者</li><li>・雇用保険の適用事業主であること、あるいは適用事業主となる見込みの者</li><li>・村税及び村に対する債務を履行している者</li></ul>	<b>新規職員 1 人につき 月額 1 万円 (助成を決定した月 から 3 年間助成)</b>

# 受給までの流れ

助成金の活用にあたっては、事前に「**処遇改善計画**」等を作成し、提出することが必要です。助成金は村の会計年度ごとに交付申請できるものとします。



◆ その他支給要件等もありますので、まずは村までお問い合わせください。  
(支給要件を満たさない場合は助成金を受給することができません。)

● お問い合わせ先 更別村役場保健福祉課 TEL0155-53-3000